

令和3年度玄海町地域イベント事業費補助金募集要項

令和3年1月27日
玄海町役場 企画商工課

玄海町地域イベント事業費補助金の活用事業を以下のとおり募集します。応募にあたっては、玄海町地域イベント事業費補助金交付要綱(令和2年玄海町要綱第24号)「以下「要綱」という。」も併せてご確認ください。なお、次の点にご留意ください。

- (1) 補助金は、自主的に行われる公益性のある事業に対して交付することができるものです。
- (2) 予算の議決が得られないなどの理由で、交付できないことがあります。
- (3) 申請書類等の様式は、要綱で定めています。
- (4) 内容等の聞き取りをしますので、必ず申請前にご相談ください。

1. 趣旨(要綱第1条関係)、補助対象者(要綱第2条関係)

この補助事業は、「町のにぎわいの創出を図るとともに、地域づくりを担う団体等の活動の活性化を図り、もって持続可能な地域づくりを推進するため」に実施しています。

補助を受けることができる方は、町内において、自主的に企画したイベント事業(上記の趣旨に合致するもの)を行う町内の団体又は個人です。

2. 補助対象事業(要綱第3条関係)

この補助金の交付対象となる事業は、町内外からの交流人口増につながるイベント事業です。イベントへの参加者を増やすことで町ににぎわいをもたらすことを目指していますので、必ず、イベントの内容に応じて人を集めるための効果的な広報を実施してください。

3. 補助対象経費及び補助率(要綱第4条関係)

1回あたり30万円を上限とし、補助対象経費の100%を補助金として交付します。

区分	費用	補助率	補助上限額
対象経費	講師謝金等報償費、旅費、食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、保険料、通信費、委託料、使用料及び賃借料 等	10分の10	300千円以内 (千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる)
対象外経費	直接収益につながる食材等の経費		

対象外経費に関する補足説明は次のとおりです。

(1) 直接収益につながる食材等の費用

行政の補助金の原則として、補助事業で直接的な収益を得ることはできない仕組みとなっています。しかし、この経費を補助対象外とする場合には、収益の発生が可能になるように整理しています。イベントを実施される団体又は個人の工夫によって、イベントで収益を得て、活動の活性化につなげていただきたいという考えに基づいて対象外とするものです。

(2) 交付決定前に発生した経費

交付決定前には、チラシ・ポスターの発注や物品の仕入れなどをしないでください。

4. 交付申請書の提出（要綱第5条関係）

(1) 提出の時期

計画的かつ効果的なイベントの実施につなげるため、別表に定める4期に分けたスケジュールに沿って、提出していただきます。

(2) 交付申請書の内容審査の観点の主なもの

① 様式第1号 別紙1 事業計画書（事業概要）

どういった目的でイベントを実施するのか。

② 様式第1号 別紙1 事業計画書（広報の方法）

イベントの目的を達成するために、どういった媒体で誰に対していつどのように広報するのか。

③ 様式第1号 別紙2 収支予算書

上記①②の内容と整合性があるか、数字の誤りなどはないか。

5. 補助金の交付の条件・実績報告・補助金の支払い等（要綱第7～14条関係）

(1) 事業内容を変更する場合は、変更承認申請書を提出してください。

(2) 要綱第7条に該当する場合は、補助金が交付できないことがあります。

(3) 事業完了後14日を経過した日までに、広報の実施内容やイベントの様子を記録した写真、収支決算書（領収証含む）を添付して実績報告書を提出してください。

(4) 補助金は原則として事業完了後に支払いますが、必要な場合は先払いが可能です。必ず事前にご相談ください。

6. その他留意事項

(1) 玄海町ロゴマークの使用

イベントの実施にあたり作成、配布するポスターやパンフレット等には、下記の「玄海町ロゴマーク（※作成中。別途提示します。）」及び「玄海町地域イベント事業費補助金活用事業」の文言を入れてください。

玄海町ロゴマーク

「玄海町地域イベント事業費補助金活用事業」



(2) 新型コロナウイルス感染症まん延防止対策

事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策を行ってください。

※最新の新型コロナウイルス感染症に関する情報は佐賀県ホームページをご参照ください。

佐賀県ホームページ>健康・福祉>健康づくり>感染症・インフルエンザ予防>新型コロナウイルス感染症について

玄海町地域イベント事業費補助金 スケジュール一覧表

別表

		第1回募集 (1/4期)	第2回募集 (2/4期)	第3回募集 (3/4期)	第4回募集 (4/4期)
応募期間		令和3年 2月1日～3月15日	令和3年 4月1日～4月30日	令和3年 6月1日～7月30日	令和3年 9月1日～10月29日
募集対象事業の実施期間		令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和3年7月1日～ 令和4年3月31日	令和3年10月1日～ 令和4年3月31日	令和4年 1月1日～3月31日
募集 広報	募集のお知らせ 広報玄海	2月号	4月号	6月号	9月号
	募集のお知らせ ホームページ、チャンネル玄海	令和3年 2月1日～3月15日	令和3年 4月1日～4月30日	令和3年 6月1日～7月30日	令和3年 9月1日～10月29日

※は、町が行いますので、手続きをする必要はありません。

手続き順

様式 番号	手続事項		内容			
1	交付申請		事業の目的、実施日時及び場所、広報の方法、収支予算書、見積書等を添付して、応募期間中に提出してください。			
※	審査 決定	交付決定時期	令和3年 4月末日まで	令和3年 5月末日まで	令和3年 8月末日まで	令和3年 11月末日まで
3		(変更申請)	交付決定額の変更が必要となる事業費の変更がある場合等、随時			
		事業実施	町に人を集めて、賑わいのある地域をつくることを目的とした補助金ですので、必ず何らかの媒体を使って、人を集めるための広報をしてください。			
8	概算払（前払い請求）		【請求時期】交付決定後、イベントの実施日前まで随時 【支払予定時期】請求日から概ね20日以内			
※	イ ブ ン ト 広 報	広報玄海	5月号	7月号	10月号	1月号
		ホームページ	4月上旬更新	6月上旬更新	9月上旬更新	12月上旬更新
		チャンネル玄海お知らせ	4月下旬	6月下旬	9月下旬	12月下旬
5	実績報告		①事業完了後14日を経過した日 ②又は毎年度3月31日のいずれか早い時期までに提出してください。			
※	額の確定		実績報告書を受け付けた日から概ね10日以内			
7	精算払（後払い請求）		【請求時期】額の確定日以降の4月30日まで 【支払予定時期】請求日から概ね20日以内			
※	実 績 紹 介	広報玄海	随時			
		ホームページ	随時			
		チャンネル玄海 取材	2イベント程度	2イベント程度	2イベント程度	2イベント程度

玄海町地域イベント事業費補助金 スケジュール表

	時期	ゴールデンウィーク		夏休み		シルバーウィーク		年末年始				春休み				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
地域イベント 補助事業 年間スケジュール	募集	②募集お知らせ 広報紙、HP、行政放送												①募集お知らせ		
					③募集お知らせ 広報紙、HP、行政放送									広報紙、		
								④募集お知らせ 広報紙、HP、行政放送						HP、行政放送		
	決定	①交付決定														
				②交付決定												
						③交付決定										
										④交付決定						
	イベント お知らせ	①実施予定イベントの広報（広報玄海、HP、行政放送）														
								②実施予定イベントの広報（ 〃 ）								
										③実施予定イベントの広報（ 〃 ）						
												④実施予定イベントの広報（ 〃 ）				
	実績紹介	取材	取材													
				取材		取材		取材		取材						取材